

新規に口座開設をされるお客さまへのお願い

当組合の金融犯罪未然防止策として、普通貯金口座の開設をされるお客さまへ下記の内容についてご協力をお願いしております。

お客さまには大変ご不便をお掛け致しますが、犯罪防止に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. お取引の目的などにより、場合によっては当組合の判断で口座開設をお断りさせていただく場合がございます。
2. お取引の目的が給与受取の場合は、必要に応じてお勤め先に確認させていただく場合がございます。また、口座開設より3か月以上給与の振込が確認できない場合には、口座のご利用を停止させていただく場合がございます。
生計費決済が目的の場合、口座振替依頼書や決済サービスの契約書等をご持参ください。確認できない場合は、口座開設をお断りさせていただく場合がございます。
3. 口座開設後、インターネットバンキングをお申し込みされたお客さまには、ご登録の電話番号へ確認をさせていただきます。ご連絡が取れない場合は、口座のご利用を停止させていただく場合がございます。
4. お取引開始後、お客さまの口座を不正利用から保護するため、当組合の判断によりご連絡、または口座のご利用を停止させていただく場合がございます。

口座の売買・譲渡は犯罪です

口座を売買・譲渡する行為、他人になりすまして口座を開設する行為は犯罪です。
JAバンクだけではなく、すべての金融機関において取引不可となる恐れがあります。

※犯罪収益移転防止法違反・・・3年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金

またはその併科

※詐欺罪・・・・・・・・・・10年以下の拘禁刑